



平成18年4月11日

各 位

会社名 イズミヤ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 林 紀男  
(コード番号 8266 東証・大証第1部)  
問い合わせ先 秘書・広報室長 牧口 弘二  
(TEL 06-6657-3310)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成18年5月24日開催予定の第78期定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

会社法(平成17年法律第86号)ならびに会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)が平成18年5月1日に施行されることに伴い、以下の理由により、定款の一部を変更するものであります。

- (1)「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)が平成17年2月1日に施行されたことに伴い本制度を採用するため、第5条(公告方法)を変更するものであります。
- (2)株主総会参考書類記載事項の一部をインターネットを利用する方法で開示するため、第15条(株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (3)必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第27条(取締役会の決議)に第2項を追加するものであります。
- (4)監査体制の充実・強化を目指し、監査役1名を増員するため、第29条(監査役の員数)を変更するものであります。
- (5)上記の他、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正および新設など、全般にわたって所要の変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。(下線は変更部分であります。)

<p style="text-align: center;">第1章 総則 (新設)</p> <p>第4条(公告方法) 当社の公告は日本経済新聞に掲載してこれを行なう。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条(株式総数) 当社の発行する株式の総数は332,615,000株とする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第4条(機関の設置) <u>当社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。</u></p> <p>第5条(公告方法) <u>当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は332,615,000株とする。</p>
---	--

<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>第6条(自己株式の取得)</u> 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p><u>第7条(単元未満株式の買増し)</u> 当社の<u>単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p><u>第8条(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</u> 当社の<u>1単元の株式の数は1,000株とする。</u> 2.当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p><u>第9条(株式取扱規則)</u> 当社の株券の種類、<u>株式の名義書換および単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱いならびに手数料については、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> <p><u>第10条(名義書換代理人)</u> 当社は<u>株式につき名義書換代理人をおく。</u> 2.<u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u> 3.当社の株主名簿および実質株主名簿(以下、<u>株主名簿等という</u>)ならびに<u>株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示およびその抹消、株券の交付、諸届の受理ならびに単元未満株式の買取りおよび買増し、株券喪失登録手続、その他株式に関する事務はすべて名義書換代理人において取扱う。</u></p> <p><u>第11条(基準日)</u> 当社は<u>毎年2月末日の最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その営業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。</u> 2.<u>前項のほか、必要がある場合は取締役会の決議により、予め公告して基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>第12条(招集の時期)</u> 当社の定時株主総会は、<u>毎年3月1日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じてこれを招集する。</u></p>	<p><u>第7条(株券の発行)</u> <u>当社は、その株式に係る株券を発行する。</u> (削除)</p> <p><u>第8条(単元未満株式の買増し)</u> 当社の<u>株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p><u>第9条(単元株式数および単元未満株券の不発行)</u> 当社の<u>単元株式数は、1,000株とする。</u> 2.当社は、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p><u>第10条(株式取扱規則)</u> 当社の株券の種類、<u>株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。)</u>の<u>氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取請求の取扱い、その他の株式に関する手続ならびに手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p><u>第11条(株主名簿管理人)</u> 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> 2.<u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> 3.当社の株主名簿(<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u><u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u> (削除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>第12条(招集)</u> 当社の定時株主総会は、<u>毎年5月にこれを招集する。</u></p>
---	--

<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第13条(招集権者および議長) 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除いては取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第14条(決議) 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合を除いては、出席した株主の議決権の過半数によりこれを行なう。 2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p>第15条(議決権の代理行使) 株主は当会社の議決権を有する他の株主に対してのみその議決権の行使を委任することができる。 2. 株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第16条(議事録) 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、議事録を作成し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印する。 第4章 取締役および取締役会</p> <p>第17条(取締役の員数) 当会社に取締役13名以内をおく。</p> <p>第18条(取締役の選任) 取締役は株主総会で選任する。 2. この選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によりこれを行う。 3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>第13条(基準日) 当社は、毎年2月末日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第14条(招集権者および議長) 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除いては、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第15条(株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第16条(決議の方法) 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除いては、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>第17条(議決権の代理行使) 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条(取締役の員数) (現行どおり)</p> <p>第19条(取締役の選任) (削除) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 2. (現行どおり)</p>
---	---

<p>第19条（取締役の任期） 取締役の任期は就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は他の現任取締役の残任期間と同一とする。</p> <p>第20条（役付取締役および代表取締役） 取締役会の決議により会社を代表すべき取締役を選任する。</p> <p>2. 取締役会はその決議をもって取締役中から取締役会長、取締役相談役、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>第21条（取締役社長の職務） (条文省略)</p> <p>第22条（報酬） 取締役の報酬は株主総会で定める。</p> <p>第23条（取締役会の招集権者および議長） (条文省略)</p> <p>第24条（取締役会の招集手続） 取締役会の招集の通知は会日の3日前に各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役会は取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開くことができる。</p> <p>第25条（取締役会の付議事項） 取締役会においては、特に法令の定めある事項のほか、会社業務の運営の基本に関する事項を付議するものとする。</p> <p>第26条（取締役会の決議） 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行なう。</p> <p>2. (新設)</p> <p>第27条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、議事録を作成し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名捺印する。</p> <p>第28条（顧問および相談役） (条文省略)</p>	<p>第20条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第21条（役付取締役および代表取締役） 取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選定する。</p> <p>2. 前項のほか、取締役会はその決議をもって取締役中から取締役会長、取締役相談役各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条（取締役社長の職務） (現行どおり)</p> <p>第23条（報酬等） 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第24条（取締役会の招集権者および議長） (現行どおり)</p> <p>第25条（取締役会の招集手続） 取締役会の招集の通知は会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役会は取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。</p> <p>第26条（取締役会規程） 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>第27条（取締役会の決議） 取締役会の決議は議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。 (削除)</p> <p>第28条（顧問および相談役） (現行どおり)</p>
--	--

<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第29条（監査役の員数） 当会社に監査役4名以内をおく。</p> <p>第30条（監査役の選任） <u>監査役は株主総会で選任する。</u></p> <p>2. <u>この選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によりこれを行う。</u></p> <p>第31条（監査役の任期） 監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>補欠のため選任された監査役の任期は前任監査役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>第32条（常勤監査役および常任監査役） <u>監査役は互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>2. 前項のほか、必要あるときは<u>監査役の互選により常任監査役を定めることができる。</u></p> <p>第33条（監査役の報酬） 監査役の報酬は株主総会で定める。</p> <p>第34条（監査役会の招集手続） 監査役会の招集の通知は会日の3日前に各監査役に対し発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役会は監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開くことができる。</p> <p>第35条（監査役会の決議） 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを<u>行なう。</u></p> <p>第36条（監査役会の議事録） <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名捺印する。</u></p> <p>第37条（監査役会規程） (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第38条（営業年度および決算期） 当会社の営業年度は毎年3月1日から翌年2月末日までとし、<u>営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>第39条（利益配当金の支払） <u>利益配当金は、毎年2月末日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第29条（監査役の員数） 当会社に監査役5名以内をおく。</p> <p>第30条（監査役の選任） (削除)</p> <p>監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第31条（監査役の任期） 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第32条（常勤監査役および常任監査役） <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。</u></p> <p>2. 前項のほか、必要あるときは<u>監査役会はその決議により常任監査役を選定することができる。</u></p> <p>第33条（監査役の報酬等） 監査役の報酬等は株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第34条（監査役会の招集手続） 監査役会の招集の通知は会日の3日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役会は監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを<u>開催することができる。</u></p> <p>第35条（監査役会の決議） 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。 (削除)</p> <p>第36条（監査役会規程） (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第37条（事業年度） 当会社の事業年度は毎年3月1日から翌年2月末日までとする。</p> <p>第38条（剰余金の配当） <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p>
--	---

<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>第40条(中間配当)</u>  <u>当社は取締役会の決議により毎年8月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当金として金銭の分配をすることができる。</u>  (新設)</p> <p><u>第41条(配当金等の除斥期間)</u>  <u>利益配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても、なお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。</u>  第7章 買収防衛策  (新設)</p>	<p><u>2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年8月31日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u>  (削除)</p> <p><u>第39条(自己株式の取得)</u>  <u>取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</u></p> <p><u>第40条(配当金の除斥期間)</u>  <u>期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても、なお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。</u>  第7章 買収防衛策</p> <p><u>第41条(導入の目的及び濫用的買収類型)</u>  <u>当社は、以下に定める当会社に対する濫用的な買収等によって、当会社の企業価値および株主共同の利益が不当に害されることを未然に防止するため、敵対的企業買収防衛策を導入する。</u>  (濫用的買収の類型)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>高値買取要求を狙う買収</u></li> <li><u>重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益実現を狙う買収</u></li> <li><u>会社資産を債務の担保や弁済原資として流用する買収</u></li> <li><u>会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的に高配当をさせるか、一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙って高値の売り抜けを狙う買収</u></li> <li><u>強圧的二段階買収など、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収</u></li> <li><u>当会社が取締役会で別途定める「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針」に違反する買収</u></li> <li><u>前各号の他、当会社の企業価値・株主共同の利益が、前各号に該当する買収と実質的に同程度に毀損するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合であり、かつ当該時点で對抗措置を発動しない場合には、企業価値・株主共同の利益の毀損を回避することができない、あるいは、そのおそれがあると認められる買収</u></li> </ul> <p><u>なお、買収が上記 から の濫用的買収に当たるかどうかの判断にあたっては、取締役会は第45条に定める企業価値向上検討委員会に諮問し、同委員会の勧告に従うものとする。</u></p>
--	--

(新設)	<p><u>第42条(買収防衛策導入手続)</u>  <u>当社は、前条に規定する類型の濫用的買収を防止するため平時に(買収者が現れる前に)買収防衛策を講じるときは、株主総会において承認を得なければならない。</u></p>
(新設)	<p><u>第43条(買収防衛策の有効期間)</u>  <u>買収防衛策は、株主総会の承認を得た後3年以内の最終の事業年度に関する株主総会において、その存続について承認を得なければならないものとし、その後も同様とする。</u>  <u>2. 第1項の承認が得られなかったときは、取締役会は、当該買収防衛策を解消するための措置を、速やかに講じなければならない</u>  <u>3. 導入済みの買収防衛策については、定時株主総会(ただし、第1項の株主総会を除く)における取締役の選任議案を通じて、株主の意思を確認する。</u></p>
(新設)	<p><u>第44条(買収防衛策の廃止)</u>  <u>買収防衛策は、いつでも、取締役会が企業価値の最大化のために必要があると認めるときは、取締役会決議をもってその全部または一部を廃止することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>第45条(企業価値向上検討委員会)</u>  <u>当社は、当会社の株式の大規模買付行為が濫用的買収に当たるかどうかの判断の公正性、合理性等を確保するため、企業価値向上検討委員会を設置する。</u>  <u>2. 企業価値向上検討委員会の構成、委員の職務の内容等の細則の決定および委員の選任は、取締役会に委任する。</u></p>

以上